

グループホーム まどか園 重要事項(揭示用)

1. 運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 正久福社会
- (2) 法人所在地 兵庫県宍粟市一宮町福知571番地
- (3) 代表者氏名 理事長 上田 芳史
- (4) 設立年月日 昭和62年3月30日
- (5) 開設年月日 昭和62年7月1日
- (6) 事業者指定 宍粟市指定第2893800017号
- (7) 施設名称 グループホーム まどか園 認知症対応型共同生活介護(予防)
- (8) 施設所在地 兵庫県宍粟市一宮町福知1029番地
- (9) 管理者氏名 高田 和美
- (10) 入所定員 2ユニット(1ユニット9名) 18名

2. 利用施設の概要

- (1) 建物の構造:鉄骨造 2階建の内2階部分
- (2) 建物の延べ面積:440.79㎡
- (3) 併設事業

事業の種類	指定権者	事業者指定	利用定員
認知症対応型通所介護	宍粟市	第2893800017号	休止中
訪問介護	兵庫県	第2873800763号	
介護予防訪問型サービス事業	宍粟市	第2873800763号	
居宅介護支援(予防)	宍粟市	第2873800110号	

(4) 当施設の運営方針

介護保険法関係法令およびこの契約に従い、利用者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで、利用者がその役割を持って日常生活を営むことができるよう共同生活介護(短期利用含む)サービス及び介護予防共同生活介護(短期利用含む)サービスを提供します。

3. 職員の配置状況

<主な職員の配置状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人員	常勤換算	指定基準
1.管理者	1名	1名	1名
2.計画作成担当者	1名	1名	1名
3.介護従事者	6名以上	6名以上	6名
4.看護職員		委託	

<主な職種の管理体制>

職 種	標準的な勤務体制
1.介護職員	各ユニットごとにおける最低配置人員
	日中 7:00~20:30 3名 夜間 20:30~7:00 1名

4. サービスの利用料金

①認知症対応型共同生活介護サービス費

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 要介護度別サービス利用料金	7,520 円	7,870 円	8,110 円	8,270 円	8,440 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,768 円	7,083 円	7,299 円	7,443 円	7,596 円
3. サービス利用に係る自己負担金(1-2)	752 円	787 円	811 円	827 円	844 円

②短期利用認知症対応型共同生活介護サービス費

1. 要介護度別サービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	7,800 円	8,160 円	8,400 円	8,570 円	8,730 円
2. うち、介護保険から給付される金額	7,020 円	7,344 円	7,560 円	7,713 円	7,857 円
3. サービス利用に係る自己負担金(1-2)	780 円	816 円	840 円	857 円	873 円

③介護予防共同生活介護サービス費

	〈入居の場合〉		〈短期利用の場合〉	
1. 要介護度別サービス利用料金	要支援1	要支援2	要支援1	要支援2
		7,480 円		7,760 円
2. うち、介護保険から給付される金額	利用不可	6,732 円	利用不可	6,984 円
3. サービス利用に係る自己負担金(1-2)		748 円		776 円

※ 加算等の詳細は、別紙「利用料金表」を参照又は、お問合せ下さい。

5. 介護保険給付対象外サービス

ご利用サービス	利用料金
○家賃(居住費)	1ヵ月 51,000円
○共益費	1ヵ月 8,000円
○食費	1日 約1,000円(実費費用で精算します)
○光熱水費	1ヵ月 12,300円
○複写物の交付	1枚10円(カラー複写は1枚40円)
○理美容サービス	実費負担
○日常生活用品購入の代行	実費負担

6. 協力医療機関

①協力医療機関

医療機関の名称	とくなが病院	公立宍粟総合病院	山岸診療所	姫路田中病院
所在地	たつの市	宍粟市	波賀町	姫路市
診療科	内科、外科 整形外科	内科、外科、整形外科、小児科、 眼科、泌尿器科、皮膚科、放射 線科、耳鼻咽喉科、産婦人科、 神経科、リハビリテーション科、 透析センター	内科、外科	内科、外科、 整形外科、リ ハビリテーショ ン科、リウマチ 科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	梶間歯科
所在地	宍粟市
診療科	歯科

7. 苦情解決窓口の設置

苦情受付時間	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後6時	連絡先	050-3613-6380
苦情受付担当者	管 理 者:高田 和美		
苦情解決責任者	施設長補佐:上山 安博		
第三者委員会	藤田 和也(弁護士) 在賀 孝介(監事) 松本 真明(地域代表)		
苦情解決の方法	苦情は、面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受付します。 また、第三者委員にも直接申し出ることが出来ます。		

8. その他苦情受付機関(行政関係機関)

関係機関名	所在地	電話番号	受付時間
兵庫県国民健康保険 団体連合会	神戸市中央区三宮町1-9-1-1801	(078)332-5617	8時45分～17時15分
宍粟市健康福祉部 高年福祉課	宍粟市山崎町今宿5-15	(0790)63-3160	8時30分～17時15分

9. その他

事業計画・事業報告・財務内容等については、HP及び掲示していますので、ご自由に閲覧できます。